

違憲状態選挙：違憲状態国会議員

意見広告

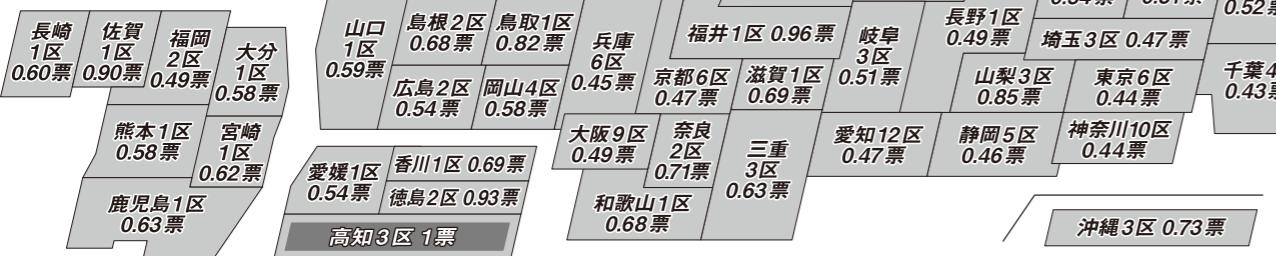
第1 100日裁判ルール

- 複数の主権者が、選挙投票日の翌日(12月17日)に、全国の高等裁判所に、一人一票訴訟を提起する予定である。
- 高等裁判所は、2013年3月27日迄に、判決を言い渡すであろう。
- その理由は、

公職選挙法213条1項が、『裁判所は、事件を受理した日から**100日以内**に判決を言渡すよう努めなければならない』旨定め、

同2項が、「前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速やかにその裁判をしなければならない」と定めているからである。**(100日裁判ルール)**

- もし、万一、裁判所が、遅延の正当化理由なく、100日以内に、判決を言渡さない場合は、〔国が、主権者から、国家賠償訴訟を提起されるリスク〕が発生するであろう。
- 『国政選挙が、憲法に適合していること』は、国家権力(立法、行政、司



法の三権)の正当性の根幹である。

「一人一票裁判」は、日本国にとって、その**重要性**が、他の事項と比べて、**圧倒的に大きい**。というは、「一人一票裁判」では、現在の**国家権力の正当性の存否**が問われているからである。

今回の選挙は、最高裁判決を無視した**違憲状態選挙**である。最高裁判所は、憲法に従って、速やかに、日本が憲法の定めるとおりの国家になるように、「一人一票裁判」の判決を下すよう要請される。この「一人一票裁判」は、**国家レベルの緊急性**がある。

最高裁判所は、

①現在の国家権力の正当性の存否を裁判する「一人一票裁判」の**重大性、緊急性**と②公職選挙法213条1項、2項の趣旨を踏まえて、

最初の上告事件受理後速やかに、この上告事件を裁判するよう要請される。

第2 2012年最高裁「違憲状態」判決(参院選)

- 2012年の仏大統領選を例にとって、「1票の格差」の問題を考えてみよう。

総投票数の**52%**を得票したオランダ氏が仏大統領に当選し、48%得票のサルコジ氏は落選した。ここで、仏大統領選は、「一人一票」である。

ところが、仮に、僅か**1.1倍**の「1票の格差」(最大)(=1票対0.9票の「住所差別」=「清き0.9票」)があったとすると、オランダ氏の当選は、**保障されない**。

『非「一人一票」選挙(例えば、「清き0.9票」)の結果、48%のサルコジ氏が当選して、52%のオランダ氏が

落選することが、オカシイことは、小學生ですら、分かることである。

2 ところが、日本では、2009年8月

の衆院選で、2.3倍の1票の格差(最大)(=「清き0.4票」の住所差別)があった。そのため、定員・300人の小選挙区選挙(衆院選)では、総登録有権者数(約1億400万人)の**42%**がその**過半数(151名)**を選出し、同**58%**が、**149名**を選出した(総務省発表資料より。2008年9月2日現在)。

これでは、「**民意の多数決**」は、**保障されない。不条理である。**

- 2012年最高裁「違憲状態」判決は、「投票価値の平等の要請」の点では、

『参院選の選挙権は、衆院選の選挙権と同じである』と

判断した。

同判決は、『参院選の1票の価値は、参院の独自性を理由に、衆院選の1票の価値より「1票の格差」が大きくて当然である』としてきた、過去30余年間続いた『国家の仕組み』を変える**歴史的判決**である。

一人一票実現国民会議は、日本のために、**この歴史的判決を下した最高裁判所裁判官を心の底から深く、深く尊敬する。**

- しかし、最高裁裁判官(15名)は、この判決文の中で、

「主権者(国民)は、一人一票である」と明言しなかった。

この1点だけを理由として、日本を**眞の「民主主義国家」**にするために、「一人一票実現国民会議」有志は、主権者として、心を鬼にして、今回の最高裁判所裁判官・国民審査で、深く尊敬する10名の裁判官全員：

- | | |
|----------|---------|
| ① 須藤 正彦 | ⑥ 大谷 剛彦 |
| ② 千葉 勝美 | ⑦ 寺田 逸郎 |
| ③ 横田 尤孝 | ⑧ 大橋 正春 |
| ④ 白木 勇 | ⑨ 山浦 善樹 |
| ⑤ 岡部 喜代子 | ⑩ 小貫 芳信 |
- 〔敬称略・任官順〕

に不支持票(×印)を投票する。

切り抜き

を投票所に持参し、これを見て、適法に投票できます!

*ご注意下さい! 国民審査の期日前投票は、**12月9日～12月15日**です。

国民が主権者です。国民は、自らの判断で、参政権を行使して、一人一票に反対の10名の

最高裁判事
に不支持票(×印)*
を投票して、一人一票を実現できます。



あなたの1票が何票の価値かチェック!

<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

[合せ] EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

[今回の国民審査を受ける裁判官]
2012年10月17日最高裁判決での各裁判官の意見(敬称略・任官順)

氏名	意見	出身
1. 須藤正彦	×弁護士	
2. 千葉勝美	×裁判官	
3. 横田尤孝	×検察官	
4. 白木勇	×裁判官	
5. 岡部喜代子	×裁判官・学者	
6. 大谷剛彦	×裁判官	
7. 寺田逸郎	×裁判官	
8. 大橋正春	×弁護士	
9. 山浦善樹	×弁護士	
10. 小貫芳信	×検察官	

×印 = 一人一票に反対

[今回の国民審査を受ける裁判官]
2012年10月17日最高裁判決での各裁判官の意見(敬称略・任官順)

氏名	意見	出身
1. 須藤正彦	×弁護士	
2. 千葉勝美	×裁判官	
3. 横田尤孝	×検察官	
4. 白木勇	×裁判官	
5. 岡部喜代子	×裁判官	
6. 大谷剛彦	×裁判官	
7. 寺田逸郎	×裁判官	
8. 大橋正春	×弁護士	
9. 山浦善樹	×弁護士	
10. 小貫芳信	×検察官	

×印 = 一人一票に反対



一人一票実現国民会議

違憲状態選挙：違憲状態国会議見

意見広告

第1 100日裁判ルール

1 複数の主権者が、選挙投票日の翌日(12月17日)に、全国の高等裁判所に、一人一票訴訟を提起する予定である。

2 高等裁判所は、2013年3月27日迄に、判決を言い渡すであろう。

3 その理由は、

公職選挙法213条1項が、『裁判所は、事件を受理した日から**100日以内**に判決を言渡すよう努めなければならない』旨定め、

同2項が、「前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速やかにその裁判をしなければならない」と定めているからである。**(100日裁判ルール)**。

4 もし、万一、裁判所が、遅延の正当化理由なく、100日以内に、判決を

言渡さない場合は、〔国が、主権者から、国家賠償訴訟を提起されるリスク〕が発生するであろう。

5 「国政選挙が、憲法に適合していること」は、国家権力(立法、行政、司法の三権)の正当性の根幹である。

「一人一票裁判」は、日本国にとって、その**重要性**が、他の事項と比べて、**圧倒的に大きい**。というのは、「一人一票裁判」では、**現在の国家権力の正当性の存否が問われているからである**。

今回の選挙は、最高裁判決を無視した**「違憲状態選挙」**である。最高裁判所は、憲法に従って、**速やかに**、日本が憲法の定めるとおりの国家になるように、「一人一票裁判」の判決を下すよう要請される。この「一人一票裁判」は、**国家レベルの緊急性**がある。

最高裁判所は、

①現在の国家権力の正当性の存否を裁判する「一人一票裁判」の**重大性、緊急性**と②公職選挙法213条1項、2項の趣旨を踏まえて、

最初の上告事件受理後速やかに、この上告事件を裁判するよう要請される。

第2 2012年最高裁「違憲状態」判決(参院選)

1 2012年の仏大統領選を例にとって、「1票の格差」の問題を考えてみよう。

総投票数の**52%を得票したオランダ氏が仏大統領に当選し**、48%得票のサルコジ氏は落選した。ここで、仏大統領選は、「一人一票」である。

ところが、仮に、僅か**1.1倍**の「1票の格差」(最大)(=1票対0.9票)の「住所差別」=**「清き0.9票」**があったとすると、オランダ氏の当選は、**保障されない**。

『非「一人一票」選挙(例えば、「清き0.9票」)の結果、48%のサルコジ氏が当選して、52%のオランダ氏が落選することが、オカシイことは、小學生ですら、分かることである。

2 ところが、日本では、2009年8月の衆院選で、2.3倍の1票の格差(最大)(=「清き0.4票」の住所差別)があった。そのため、定員・300人の小選挙区選挙(衆院選)では、総登録有権者数(約1億400万人)の**42%**がその過半数(151名)を選出し、同**58%**が、**149名**を選出した(総務省発表資料より。2008年9月2日現在)。

これでは、「**民意の多数決**」は、**保障されない。不条理である**。

3 2012年最高裁「違憲状態」判決は、「投票価値の平等の要請」の点では、

『参院選の選挙権は、衆院選の選挙権と同じである』と

判断した。

同判決は、『参院選の1票の価値は、参院の独自性を理由に、衆院選の1票の価値より「1票の格差」が大きくて当然である』としてきた、過去30余年間続いた『国家の仕組み』を変える**歴史的判決**である。

一人一票実現国民会議は、日本のために、**この歴史的判決を下した最高裁判所裁判官を心の底から深く、深く尊敬する**。

4 しかし、最高裁裁判官(15名)は、この判決文の中で、
「主権者(国民)は、一人一票である」

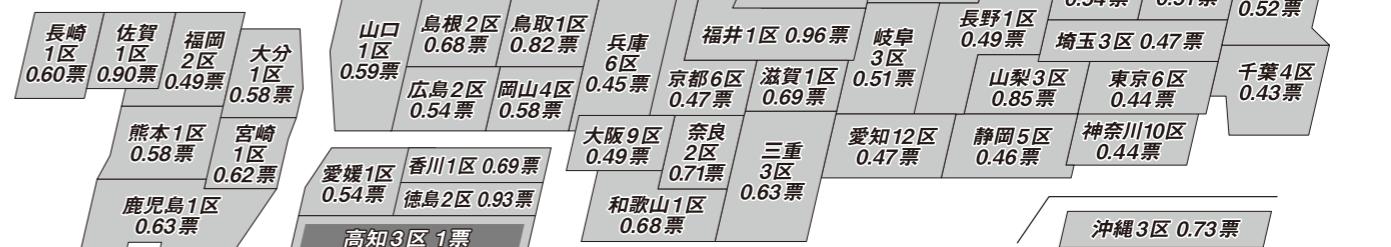
と明言しなかった。

この1点だけを理由として、日本を**眞の「民主主義国家」**にするために、「一人一票実現国民会議」有志は、主権者として、心を鬼にして、今回の最高裁判所裁判官・国民審査で、深く尊敬する10名の裁判官全員：

【①須藤正彦 ⑥大谷剛彦
②千葉勝美 ⑦寺田逸郎
③横田尤孝 ⑧大橋正春
④白木勇 ⑨山浦善樹
⑤岡部喜代子 ⑩小貫芳信】

（敬称略・任官順）

に不支持票(×印)を投票する。



[今回の国民審査を受ける裁判官] 2012年10月17日最高裁判決での各裁判官の意見(敬称略・任官順)

氏名	意見	出身
1. 須藤正彦	×	弁護士
2. 千葉勝美	×	裁判官
3. 横田尤孝	×	検察官
4. 白木勇	×	裁判官
5. 岡部喜代子	×	裁判官・学者
6. 大谷剛彦	×	裁判官
7. 寺田逸郎	×	裁判官
8. 大橋正春	×	弁護士
9. 山浦善樹	×	弁護士
10. 小貫芳信	×	検察官

[今回の国民審査を受ける裁判官] 2012年10月17日最高裁判決での各裁判官の意見(敬称略・任官順)

氏名	意見	出身
1. 須藤正彦	×	弁護士
2. 千葉勝美	×	裁判官
3. 横田尤孝	×	検察官
4. 白木勇	×	裁判官
5. 岡部喜代子	×	裁判官・学者
6. 大谷剛彦	×	裁判官
7. 寺田逸郎	×	裁判官
8. 大橋正春	×	弁護士
9. 山浦善樹	×	弁護士
10. 小貫芳信	×	検察官

×印 = 一人一票に反対

×印 = 一人一票に反対

切り抜き を投票所に持参し、これを見て、適法に投票できます！

*ご注意下さい 国民審査の期日前投票は、12月9日～12月15日です。

●●●●●
国民が主権者です。国民は、自らの判断で、参政権を使用して、**一人一票に反対の10名の最高裁判事**に不支持票(×印)*を投票して、一人一票を実現できます。

* 衆院選と同時に行われる「最高裁判事の国民審査」の投票の過半数(3000万票(推定))の不支持票(×印)。



あなたの1票が何票の価値かチェック！

<http://www.ippyo.org/> [一人一票] 検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

[お問い合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議